

※3 バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、同居対応改修工事等を併せて行う場合

- ・バリアフリー改修工事、省エネ改修工事(一般断熱改修工事等)、同居対応改修工事を併せて行う場合には、耐震改修工事と併せて所得税の控除(投資型減税)の適用を受けることができます。全て併用する場合の控除対象限度額は950万円(太陽光発電設備工事がある場合は1050万円)となります。
- ・一定の耐久性向上改修工事を併せて行っている場合は、長期優良住宅化リフォームの要件を満たすことがあります。(詳細はV長期優良住宅化リフォーム編のP.183の※3・4・5を参照下さい。)

※4 実際の控除額について

所得税額控除の投資型減税の最大控除額は25万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は、源泉徴収票等で確認することができます。

投資型減税の控除額を算出する際は、国土交通大臣が定める耐震改修の標準的な工事費用相当額を確認します。

**耐震改修工事を完了する日付により「単位あたり金額」が異なります。**

標準的な工事費用相当額 <sup>※1</sup> 【平成21年国土交通省告示 第383号】				
耐震改修工事の内容(一体工事を含む)		(1)単位あたり金額(税込) <sup>※2</sup>	(2)単位あたり金額(税込) <sup>※3</sup>	単位
木造住宅	基礎に係る耐震改修	15,900 円	15,400 円	当該家屋の建築面積(m <sup>2</sup> )
	壁に係る耐震改修	23,400 円	22,500 円	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )
	屋根に係る耐震改修	20,200 円	19,300 円	当該耐震改修の施工面積(m <sup>2</sup> )
	基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	34,700 円	33,000 円	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )
木造住宅以外の住宅	壁に係る耐震改修	78,000 円	75,500 円	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )
	柱に係る耐震改修	2,552,000 円	2,671,100 円	当該耐震改修の箇所数
	壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	267,600 円	259,100 円	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )

※1 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の耐震改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」を乗じた額です。

※2 平成26年4月1日～令和元年12月31日に耐震改修工事を完了する場合。

※3 令和2年1月1日以後に耐震改修工事を完了する場合。